

【別添】

○国土交通省告示第九百四十七号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項に規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	平成三十年十一月三十日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定	特定被災地域内に住所を有する者	平成三十年十一月

			定に基づく監理技術者資格者証の交付	
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	三十日
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	三十日	三十日	三十日
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定に基づく者	特定被災地域内に主たる事務所を有す	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日	三十日

			一般貸切旅客自動車運送事業の許可	
道路運送法第七十九条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可	道路運送車両法第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）に基づく臨時運行の許可を受けた自動車（特定被災地域を運行の経路に含むものに限る。）を運行の用に供する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成三十年十一月三十日
道路運送車両法第三十六条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく回送運行の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者（道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日

道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	第三条の規定によりなお従前の例によることとされる者を含む。」
平成三十年七月豪雨に伴つて道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	平成三十年七月豪雨に伴つて道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	第三条の規定によりなお従前の例によることとされる者を含む。」
伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効

			基準適合標章を受領した者
自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	平成三十年十一月三十日	
自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の	特定被災地域内に住所を有する者	平成三十年十一月三十日	

			交付の請求	
タクシ－業務適正化特別措置法（昭和 一百七十六号）第三条第一項の規定に基 づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律 三百三十九号）第二十二条の二第一項の規 定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	平成三十年十一月三十日
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 三十八年法律第百五十二号）第二十二 条第一項の規定に基づく不動産鑑定業 者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日
タクシ－業務適正化特別措置法（昭和 一百七十六号）第三条第一項の規定に基 づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律 三百三十九号）第二十二条の二第一項の規 定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	平成三十年十一月三十日

				四十五年法律第七十五号）第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく 浄化槽工事業の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号） 第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に住所を有する者	三十日	特別措置法第十九条第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づく 特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	平成三十年十一月三十日	三十日		
三十日	平成三十年十一月				

マンション管理業者の登録

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付

特定被災地域内に住所を有する者

平成三十年十一月三十日

建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録

特定被災地域内に主たる営業所を有する者

平成三十年十一月三十日

地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録

特定被災地域内に主たる営業所を有する者

平成三十年十一月三十日

補償コンサルタント登録規程（昭和五

特定被災地域内に主たる営業所を有す

平成三十年十一月三十日

十九年建設省告示第千三百四十一号)

る者

三十日

第二条第一項の規定に基づく補償コン

サルタントの登録

下水道処理施設維持管理業者登録規程

(昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号)

十八条) 第二条第一項の規定に基づく

下水道処理施設維持管理業者の登録

特定被災地域内に主たる営業所を有す

る者

平成三十年十一月三十日

不動産投資顧問業登録規程(平成十二

年建設省告示第千八百二十八号) 第三

条第一項の規定に基づく不動産投資顧

特定被災地域内に主たる営業所を有する者

平成三十年十一月三十日

問業の登録

賃貸住宅管理業者登録規程(平成二十
三年国土交通省告示第九百九十八号)

特定被災地域内に主たる事務所を有する者

平成三十年十一月三十日

第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅

管理業者の登録

備考 特定被災地域とは、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。